



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和3年労働安全衛生調査（実態調査） 事業所調査票

秘

厚生労働省

法人番号									

※ 国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください(労働保険番号ではありません)。

事業所の名称・所在地	※ おそれいますが、上記の法人番号、事業所の名称・所在地に変更や誤りがありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。									
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

都道府県番	一連番号	産業分類番号	個人調査票有=1	企業規模
2	3	4	5	

オンラインログイン情報(半角)

<https://www.e-survey.go.jp/>
政府統計コード 9NB2
調査対象者ID JXXXXXX
初期パスワード XXXXXX

I 企業及び事業所に関する事項

1 企業全体(貴事業所を含めた企業全体)の10月31日時点の常用労働者(注1)は何人ですか。

5,000人以上	1
1,000～4,999人	2
300～999人	3
100～299人	4
50～99人	5
30～49人	6
10～29人	7

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

〔記入上の注意〕

- この調査は、**常用労働者10人以上の民営事業所が対象**です。常用労働者については、最終頁裏面をご参照ください。**常用労働者が10人未満の事業所は下記までご連絡ください。**
- この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方がご記入いただくようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、調査票裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、調査票が送付された事業所の**令和3年10月31日現在**の状況をお答えください。
- 設問は該当する項目1つを選択してください。複数回答可であるものは、回答欄が□のように網掛けになっております。また、空欄には右詰で数値を記入してください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 事業所の名称・所在地欄の「**個人調査票有=1**」の欄に「1」と印字された事業所については、同封の個人調査票の配布もお願いします。
- 調査票の記入及び提出はインターネットでも可能です。調査票の提出は、**11月20日**までをお願いします。
- ご質問等は、下記の連絡先にお問い合わせください。

問い合わせ先：
厚生労働省労働安全衛生調査（実態調査）調査事務局
（ファインテクノロジー株式会社）
電話：0120-503-368

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

記入担当者	氏名
	電話
内線	
事業所の主な生産品又は事業の内容	

以下の設問は、調査票が送付された所在地の貴事業所についてのみ記入してください

2 貴事業所において従事する者のうち、10月31日時点の常用労働者は何人ですか。
※派遣元事業所は(注1)のなお書き以下を参照してください。

常用労働者(注1)									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 貴事業所において10月31日時点の派遣労働者(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。
※派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。

派遣労働者(注2)									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 貴事業所において従事する者のうち、10月31日時点の就業形態別の労働者は何人ですか。

常用労働者	正社員(注3)							
	契約社員(注4)							
	パートタイム労働者(注5)							
	臨時・日雇労働者(注6)							

※(注1)～(注6)は最終頁の裏面を参照してください。

問1 メンタルヘルス対策に関する事項**(注7) メンタルヘルス対策**

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

(注8) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業及び退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害（精神遅滞）
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

※メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

連続1か月以上休業した労働者及び退職した労働者の人数には、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含まませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社への派遣労働者を含めてください。

(注9) 衛生委員会

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は安全委員会と同様になります。

(注10) 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会に該当します。

(注11) 事業所内の産業保健スタッフ

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

(注12) ストレスチェック

労働安全衛生法第66条の10に基づき、労働者のストレスについて調査票を用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがあります。

(注13) 集団（部、課など）ごとの分析

個人のストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

(注14) 職場復帰支援プログラム

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいいます。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

(注15) 地域産業保健センター（地域窓口）

労働者数50人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師等が対応します。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されています。

(注16) 産業保健総合支援センター

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等）を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター（地域窓口）」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っています。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、各都道府県に設置されています。

(注17) 他の外部機関

精神保健福祉センター、（一社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

II 安全衛生関係について

問1 メンタルヘルス対策(注7)に関する事項

- (1) 貴事業所において、**過去1年間(令和2年11月1日から令和3年10月31日まで)**に、**メンタルヘルス不調により**連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者(注8)がいましたか。(貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。)

いた	1
いない	2

13

いた場合は、それぞれの人数をお答えください。

連続1か月以上の休業者数						人
退職者数						人

14
15

同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人としてください。
同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。

- (2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、衛生委員会(注9)又は安全衛生委員会(注10)での調査審議	0 1	取り組んでいる	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注14)の策定を含む)	1 0		
	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	0 2		メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	1 1		
	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	0 3		外部機関の活用	地域産業保健センター(地域窓口)(注15)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 2	
	教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供			0 4	産業保健総合支援センター(注16)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 3
		メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供			0 5	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 4
		メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注11)への教育研修・情報提供			0 6	他の外部機関(注17)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 5
	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注12)結果の集団(部、課など)ごとの分析(注13)を含む)	0 7		メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	1 6		
	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	0 8		その他()	1 7		
	ストレスチェックの実施	0 9		取り組んでいない	1 8		

16

- ① ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

実施した	実施していない
1	2

17

- ② 集団ごとの分析結果を活用しましたか。**該当する項目すべて**を選んでください。

分析結果を活用した	業務配分の見直し	0 1
	人員体制・組織の見直し	0 2
	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	0 3
	職場の物理的環境の見直し	0 4
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	0 5
	相談窓口の設置	0 6
	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	0 7
	従業員参加型の職場環境改善、ワークショップの実施	0 8
	衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	0 9
	その他	1 0
特に活用していない	1 1	

18

- (3) ① メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由について、**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組み方が分からない	1
経費がかかりすぎる	2
必要性を感じない	3
労働者の関心がない	4
専門スタッフがない	5
該当する労働者がいない	6
その他	7

19

- ② 今後メンタルヘルス対策に取り組まれる予定はありますか。

予定している	1
検討中	2
予定していない	3

20

問2 化学物質のばく露防止対策に関する事項**(注18) 化学物質を製造している**

主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカーなどです。

(注19) 化学物質を商品として譲渡・提供している

主に商社、販売代理店などです。

(注20) 化学物質を使用している

例として加工、洗浄等に使用する一般ユーザーをいいます。

(注21) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

(注22) 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質

同条で譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている化学物質をいいます。

なお、自社のホームページにSDSを公開し、譲渡・提供先に当該ホームページのアドレスを通知した場合もSDSを交付したことになります。

(注23) 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質

労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が努力義務とされている化学物質をいいます。

なお、自社のホームページにSDSを公開し、譲渡・提供先に当該ホームページのアドレスを通知した場合もSDSを交付したことになります。

(注24) GHSラベル

GHS分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。

「GHS分類」とは、国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれております。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていません。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

<GHSラベルの例>

可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

(区分1～区分3)



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性 等



急性毒性 (区分4)

皮膚刺激性 (区分2)

眼刺激性 (区分2A)

(注25) 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質

同条で譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいいます。

(注26) 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質

労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者に危険有害性の表示が努力義務とされている化学物質をいいます。

問2 化学物質のばく露防止対策に関する事項

(1) 貴事業所では、化学物質を取り扱っていますか。

21	取り扱っている	1	→ 化学物質をどのように取り扱っていますか。該当する項目すべてを選んでください。
	取り扱っていない	2	
	わからない	3	

22	製造している (注18)	1	→ (2) 及び (3) をお答えください
	商品として譲渡・提供している (注19)	2	
	使用している (注20)	3	

次頁問3へお進みください

(2) 貴事業所において、化学物質を**使用(製造又は譲渡・提供を含む。)**している場合はお答えください。

① 貴事業所で使用している化学物質について、化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント(注21)を実施していますか。化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質(注22)

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質(注23)

該当する化学物質について	リスクアセスメントを実施している	すべて実施している	A	B
		一部実施している	1	1
	リスクアセスメントを全く実施していない	2	2	
該当する化学物質を使用していない		3	3	
該当する化学物質を使用しているかわからない		4	4	
		5	5	

② 該当する化学物質について、リスクアセスメントを実施していない理由は何ですか。化学物質の種類別に、**該当する項目すべて**を選んでください。

	A	B
十分な知識を持った人材がいないため	1	1
実施方法が分からないため	2	2
実施するのに手間やコストがかかるため	3	3
労働災害が発生していないため	4	4
特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則などの個別の規則を守っていれば十分なため	5	5
実施しなくても罰則がないため	6	6
有害な化学物質等を使用していないため	7	7
作業者が直接ばく露するような作業がないため	8	8
その他	9	9

(3) 貴事業所において、化学物質を**製造又は譲渡・提供**している場合はお答えください。

① 貴事業所では、化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、GHSラベル(注24)の容器・包装への表示を行っていますか。化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

A 労働安全衛生法第57条に該当する化学物質(注25)

B 労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(注26)

該当する化学物質について	GHSラベルを表示している	すべての製品に表示している	A	B
		一部の製品に表示している	1	1
		譲渡・提供先から求めがあれば表示している	2	2
GHSラベルを全く表示していない		3	3	
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っていない		4	4	
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っているかわからない		5	5	
		6	6	

問2 化学物質のばく露防止対策に関する事項（続き）

（注27）安全データシート（SDS）

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

SDS（Safety Data Sheet）は、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

なお、過去にSDSを交付済みの製品で、引き続き同製品を製造又は譲渡するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合は、交付しているものとみなし回答してください。

SAMPLE

問3 建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項

（注28）石綿

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付石綿などの除去等において、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまう恐れがあります。

問2 化学物質のばく露防止対策に関する事項(続き)

② 化学物質を製造又は譲渡・提供する際に、安全データシート(SDS)(注27)を交付していますか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

A 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質

B 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質

		A		B	
該当する化学物質について	SDSを交付している	すべての製品に交付している	1	1	
		一部の製品に交付している	2	2	
		譲渡・提供先から求めがあれば交付している	3	3	
	SDSを全く交付していない	4	4		
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っていない		5	5		
該当する化学物質の製造又は譲渡・提供を行っているかわからない		6	6		
		29		30	

③ 該当する化学物質についてSDSをすべての製品に交付しない理由は何ですか。
化学物質の種類別に、**それぞれ該当する項目1つ**を選んでください。

		A		B	
費用がかかるため		1	1		
どのようにSDSを作成するか分からないため		2	2		
譲渡・提供先から要望がないため		3	3		
SDS交付制度について知らないため		4	4		
義務対象となっていないため				5	
		31		32	

問3 建築物における吹付石綿等の処理状況に関する事項

(1) 貴事業所では、事務所、工場等の建物の天井、壁、柱等に、むき出しの状態の吹付材、耐火被覆材、保温材、断熱材(以下「吹付材等」といいます。)がありますか。

ある	ない	わからない
1	2	3

33

「ない」「わからない」
事業所は次頁へ
お進みください

(2) その吹付材等に石綿(注28)が使用されているか、調べたことはありますか。
調べたことがある場合は、石綿が使用されている吹付材等がありましたか。

調べたことがある	石綿が使用されている吹付材等がある	1	(3)のみをお答えください
	石綿が使用されている吹付材等がない	2	次頁へお進みください
調べたことがない		3	(4)のみをお答えください
調べたことがあるかどうかわからない		4	次頁へお進みください

34

(3) 除去、封じ込め又は囲い込みをせず、むき出しの状態にしている理由について、**該当する項目すべて**を選んでください。

損傷、劣化はしておらず、危険はないと考えているため	1	除去等が法令上の義務ではないと考えているため	5
除去等の工事に費用がかかるため	2	除去等の工事を行う予定	6
除去等の工事に手間がかかるため	3	その他	7
通常の使用に支障はなく、特に対応が必要と考えていないため	4		

35

(4) 調べたことがない理由について、**該当する項目すべて**を選んでください。

損傷、劣化はしておらず、危険はないと考えているため	1	調査の必要性を感じないため	4
費用がかかるため	2	調査が法令上の義務ではないと考えているため	5
手間がかかるため	3	その他	6

36

問4 産業保健に関する事項

(注29) 一般健康診断

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいいます。

人間ドックを実施している場合であっても、以下の法定の検査項目について、毎年定期的を実施していれば、一般健康診断を実施したものとしてください（労働安全衛生規則第44条）。

(1)既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴の調査、(2)自覚症状及び他覚症状の有無の検査、(3)身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、(4)胸部エックス線検査及び喀痰検査、(5)血圧の測定、(6)貧血検査、(7)肝機能検査、(8)血中脂質検査、(9)血糖検査、(10)尿検査、(11)心電図検査

SAMPLE

(注30) 労働安全衛生法に基づく歯科健診

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、特定の有害物を取り扱う労働者や有害な作業環境下(※)で働く労働者に対し、「歯科医師による健康診断（歯科特殊健康診断）」を行うこととされています。

※塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

(注31) THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）

労働安全衛生法第70条の2により厚生労働大臣が公表した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に沿って、働く人が心とからだの両面にわたる健康的な生活習慣への行動変容を行うため、事業場で計画的に行う健康教育等の活動のことをいいます。

問4 産業保健に関する事項（続き）

（注32） 傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者

労災補償を請求又は決定された者を除き、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、がん、ストレス性疾患、糖尿病、骨折などの長期の治療が必要となる傷病を抱えながら、就業する労働者のことをいいます。

問5 安全衛生管理体制に関する事項

（注33） 産業医

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。常時50人以上の労働者を使用する事業所には、事業者は産業医の選任が義務づけられています。

（注34） 安全委員会

常時50人以上の労働者を使用する一定の業種における事業所において、労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされています。

（注9） 衛生委員会

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は安全委員会と同様になります。

（注10） 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会に該当します。

問4 産業保健に関する事項(続き)

(4) 貴事業所では、傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者(注32)のうち、何らかの配慮が必要な方が、治療と仕事を両立できるような取組はありますか。

取組がある	取組がない
1	2

52

問5へお進みください

① どのような取組ですか。該当する項目すべてを選んでください。

通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討 (柔軟な労働時間の設定、仕事内容の調整等)	1
相談窓口等の明確化	2
両立支援に関する制度の整備 (年次有給休暇以外の休暇制度、勤務制度等)	3
両立支援に関する体制の整備(産業医等産業保健 スタッフの配置、対応手順の整理等)	4
労働者、管理監督者等に対する意識啓発(研修等)	5
その他	6

53

② 取組に関し、困難なことや課題と感じていることについて、該当する項目すべてを選んでください。

困難 や 課題 と 感 じ て い る こ と	代替要員の確保	0 1	困 難 や 課 題 と 感 じ て い る こ と	休職を繰り返す労働者への対応	0 9
	上司や同僚の負担	0 2		個人情報の取扱い	1 0
	主治医との連携	0 3		病気や治療に関する情報の入手	1 1
	就業制限の必要性や期間の判断	0 4		治療と仕事の両立の重要性に 対する意識啓発	1 2
	復職可否の判断	0 5		社内の相談体制の確保	1 3
	復職後の適正配置の判断	0 6		社外で相談・連携できる 組織の活用	1 4
	柔軟な勤務形態の整備	0 7		その他	1 5
	病状の悪化や再発防止の対策	0 8		困難や課題と感じていることは特になし	1 6

54

問5 安全衛生管理体制に関する事項

(1) 貴事業所では、産業医(注33)を選任していますか。産業医の選任義務の有無にかかわらず、実態としてご回答ください。

選任している	選任していない
1	2

55

貴事業所で選任している産業医に、労働者に関する情報を提供していますか。該当する項目すべてを選んでください。

提 供 し て い る	医師による面接指導の実施を要する 長時間労働者(※)の氏名等	1	提 供 し て	労働者の業務に関する情報で、 産業医が必要と認めるもの	4
	健康診断等の結果を踏まえた 就業上の措置の内容等	2		その他	5
	ストレスチェックに基づく面接指導結果 を踏まえた就業上の措置の内容等	3	労働者に関する情報を提供していない		6

56

※1か月間の時間外・休日労働時間数が80時間を超える労働者

(2) 貴事業所では、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会を設置していますか。(本社のみに設置している場合は含めません。)

設 置 し て い る	安全委員会(注34)のみ設置	1
	衛生委員会(注9)のみ設置	2
	安全委員会、衛生委員会 の両方を設置	3
	安全衛生委員会(注10)を設置	4
設置していない	5	

57

以下の内容について、衛生委員会又は安全衛生委員会
に報告しましたか。

	報告した	報告して いない	辞任・解任又は 勧告がなかった
産業医の辞任・ 解任及びその理由	1	2	3
産業医による勧告 に関する情報	1	2	3

58

59

問6 労働災害防止対策に関する事項

(注35) **身体機能の低下の防止のための活動**

作業前の準備体操や定期的なウォーキングなどをいいます。

(注36) **外国人労働者**

出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内において、我が国での活動が認められています。在留資格に定められた範囲で就労活動が認められる在留資格とは、以下のものをいいます。

教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士等）

なお、一般の事業所での雇用が多いと考えられるものは次の3種類です。

- ① 技術・人文知識・国際業務
コンピュータ技師、自動車設計技師、通訳、語学の指導、為替ディーラー、デザイナー等
- ② 企業内転勤
企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員（活動は「技術・人文知識・国際業務」に掲げるものに限る。）
- ③ 技能
中華料理・フランス料理のコック等

また、就労活動に制限がない在留資格として、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者があります。就労活動に制限がある場合でも、「資格外活動許可」の記載がある方は、就労することができます（留学等）。

問6 労働災害防止対策に関する事項

(1) 貴事業所では、60歳以上の高齢労働者が従事していますか。

従事している	従事していない
1	2

(2)へお進みください

貴事業所では、60歳以上の高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいますか。

該当する項目すべてを選んでください。

取り組んでいる	手すり、滑り止め、照明、標識等の設置、段差の解消等を実施	0 1	取り組んでいる	加齢に伴い身体機能・精神機能の変化と災害リスク、機能低下の予防の必要性について教育を行っている	0 9
	作業スピード、作業姿勢、作業方法等の変更	0 2		本人の身体機能、体力等に応じ、従事する業務、就業場所等を変更	1 0
	作業前に体調不良等の異常がないかを確認	0 3		高所等の危険場所での作業や他の労働者に危険を及ぼすおそれのある作業（機械の運転業務等）に従事させないようにしている	1 1
	健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている（法定の措置を含む）	0 4		体調異変に備えて、できるだけ単独作業にならないようにしている	1 2
	医師等による面接指導等の健康管理を重点的に行っている	0 5		時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等	1 3
	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	0 6		深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更	1 4
	定期的に体力測定を実施し、本人自身の転倒、墜落・転落等の労働災害リスクを判定し、加齢に伴う身体的変化を本人に認識させている	0 7		その他	1 5
	高齢労働者の身体機能の低下の防止のための活動（注35）を実施している	0 8		取り組んでいない	1 6

61

(2) 貴事業所では、外国人労働者(注36)が従事していますか。

従事している	従事していない
1	2

質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

貴事業所では、外国人労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいますか。

該当する項目すべてを選んでください。

取り組んでいる	母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかる方法で災害防止の教育を行っている	0 1	取り組んでいる	免許の取得や技能講習の修了が必要な業務に従事させる際には、必要な資格を取得させている	0 6
	外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させている	0 2		定期的に必要な健康診断を受診させている	0 7
	災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させている	0 3		産業医や衛生管理者等を活用して、健康指導及び健康相談を行うようにしている	0 8
	災害防止に関する標識、掲示、表示等について、図解や母国語を用いて理解できるようにしている	0 4		その他	0 9
	同じ言語を話せる外国人労働者による実地の教育訓練（OJT）を行っている	0 5		取り組んでいない	1 0

63

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

(注1) **常用労働者**

①又は②のいずれかに該当する者をいいます。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

他社から受け入れた出向者、転籍者も含まれます。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者を含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含めてください。

(注2) **派遣労働者**

10月31日時点で貴事業所が労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいいます。

(注3) **正社員**

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含めます。）をいいます。

(注4) **契約社員**

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5) **パートタイム労働者**

フルタイム勤務の労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注6) **臨時・日雇労働者**

1か月未満の期間を定めて雇われている者をいいます。

SAMPLE